

第2回運営委員会（臨時運営委員会）議案

ワーキンググループの座長について（案）

ワーキンググループ（以下「WG」という。）の座長は、運営規程第19条（2）の規定に基づき、運営委員会の決定により運営委員会委員長が委嘱することとされている。

この度、運用・証券・投資銀行業務WGにおいて、アライアンス・バーンスタイン株式会社の退任の意向を受け、新たに東京海上アセットマネジメント株式会社、株式会社りそなホールディングス（株式会社りそな銀行）より共同座長就任の意向を受けたため、以下のとおり委嘱を行う。

退任	<u>アライアンス・バーンスタイン株式会社</u>
就任	東京海上アセットマネジメント株式会社 株式会社りそなホールディングス（株式会社りそな銀行）

以上